

一般社団法人日本がん相談研究会定款施行細則 Ver1.0

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は定款第 3 条の事業を遂行するために必要な事項を規定し、円滑な研究会運営を推進することを目的とする。

第 2 章 会員

(入会手続)

第 2 条 本会に入会するものは、入会申込書に必要な事項を記入の上、本会事務局に申し込む。

2 準会員については、所属の団体がない場合は、正会員の推薦を要する。

(入会の承認)

第 3 条 当該年度内の理事会で承認を得る。

(入会日と入会の通知)

第 4 条 入会日は、理事会承認日とする。理事会承認後、本人に入会と入金案内を通知する。

(正会員の権利)

第 5 条 正会員には次の権利がある。

- (1) 総会に出席し意見を述べること。
- (2) 総会の審議事項について議決権を行使できること。
- (3) 通常総会の議決権は、新規入会者については、前年度に第 4 条の手続きを完了した者のみ有する。既存会員については、前年度に年会費を納めた者のみ有する。
- (4) 臨時総会の議決権は、その日を含んで 3 ヶ月前の月末までに入会した者。
- (5) 本会の年次大会において実践報告または研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (6) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (7) 本会の発行する学術刊行物に投稿できること。
- (8) 本会が開催する研修会等へ会員として参加できること。

(準会員の権利)

第 6 条 準会員には次の権利がある。

- (1) 本会の年次大会において実践報告または研究成果を発表し、報告を行うこと。
- (2) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (3) 本会の発行する学術刊行物に投稿できること。
- (4) 本会が開催する研修会等へ会員として参加できること。

(施設会員の権利)

第 7 条 施設会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (2) ホームページに法人・団体名を掲載できること。
- (3) 法人または団体に所属する職員が、本会が開催する研修会等に会員として参加できること。

(賛助会員の権利)

第 8 条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会の発行する学術刊行物、メールニュースの配布・配信を受けること。
- (2) ホームページ『協賛一覧』ページに法人・団体・個人名を掲載。
- (3) 『協賛一覧』に企業ホームページのリンクを貼付、ならびに、ホームページトップページのフタにバナー広告を貼付。バナー広告のサイズ等様式は、別に定める「バナー広告掲載について」に従うものとする。

(会員区分の変更)

第 9 条 会員区分を変更するときは、入会申請書に記入の上、本会事務局に申し込む。

- 2 変更の際には、当該年度内の理事会で承認を得る。
- 3 新区分の年会費を納入した時点で変更が完了し、旧区分の資格は失う。
- 4 年度内に区分を変更したとしても、変更前の年会費の返還はしないものとする。

(会員権利および資格喪失)

第 10 条 会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員に事前に通知又は催告することなく当法人の会員資格を直ちに喪失するものとする。

- (1) 会員が入会申込時および届出事項変更時に虚偽の事項を届出したことが判明した場合
- (2) 会員が会費の支払、その他当法人に対する責務の履行を怠った場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (4) 政治的、宗教的、営利的な目的で利用していると認められる場合
- (5) その他、当法人が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

2 会費の滞納が発生したときは、会員の権利の一部は停止されるものとする。(本会の年次大会において研究成果を発表し、報告を行うこと。本会の発行する学術刊行物に投稿できること。及び、本会が主催する研修会等へ会員として参加できること) ただし、正会員に限り、総会の議決権および選挙権についても権利を有しないものとする。

3 会費の滞納が 2 か年を超えるときは、滞納が生じた前年度末をもって会員の資格を喪失するものとする。

(滞納会費の受け入れ)

第 11 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受け入れる。

(休会)

第 12 条 会員は、休会届に期間および理由を付して提出し、休会することができる。

休会理由

- (1) 出産及び育児のため
- (2) 健康上の理由のため
- (3) 留学のため
- (4) その他

2 休会は、当該会計年度の終了後から開始する。期間は、原則 1 年とし、休会の繰り返しを妨げない。休会期間の延長は 1 年ごとの更新手続きが必要であり、2 年以上手続きが滞った場合は会員の資格を喪失するものとする。

3 休会を終了する場合は、復会届と共に、当該年度の会費を納入しなければならない。

4 休会の期間中は、会員の資格を一時的に停止するものとする。

第 3 章 会費

(入会金)

第 13 条 本会の入会金は入会年度の年会費をもってこれにかえる。

(会員の年会費)

第 14 条 本会会員の年会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 準会員 2,000 円
- (3) 施設会員 20,000 円
- (4) 賛助会員 一口 50,000 円

2 会員は当該年度末までに年会費をおさめなければならない。

第 4 章 役員

(理事の選任および任期)

第 15 条 理事は定款第 4 章第 22 条により①または②に基づく候補者による選挙により選任される。

① 正会員からの立候補（連続して 3 年以上会員であり、かつ会費を納めている者、立候補の用紙を提出すること）

② 現任の理事長または理事による推薦を受けた非会員

2 選挙に先立って正会員の中から理事会の推薦によって 2 名以上の選挙管理委員が選任される。

3 選挙管理委員会は選挙の行われる 2 か月前までにすべての選挙に関する日程を正会員に対して公

示する。選挙管理委員の氏名も同時に正会員に公表される。

4 選挙管理委員会は選挙権を有する正会員の名簿と選出すべき理事数、及び投票方法を選挙の行われる 2 か月前までに電子メールによって正会員に向けて通知する。

5 理事の候補者になろうとする者は定められた期日までに所定の立候補用紙（電子フォーム）をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。

6 選挙管理委員会は、候補者名簿と候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる 1 か月前までに電子メールによって正会員に向けて通知する。

7 選挙は選挙権を有する全正会員による投票によって行われる。

8 選挙結果をもって選任されたものとみなす。ただし、候補者が定数を超えない場合は、無投票当選とする。

9 即時、正会員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。

10 領域別理事定数を以下の 3 領域別に定める。正会員は定款第 5 条会員種別（1）正会員に記載された各正会員の属する領域（イ）（ロ）に限定されることなく、全領域の候補者に対して選挙権を有する。理事候補者は領域別に立候補を行う。

定款第 5 条会員種別（1）正会員（イ）（ロ）を被選挙者とする次の 2 領域

1) 医療・福祉・心理等の資格を有する者 8 名以下

2) その他の国家資格取得者、公的資格取得者、または研究者 2 名以下

13 候補者が領域別定数を超えたときは電子媒体による不完全連記による投票で選出する。得票数が同票の場合は、会員歴の長い者を当選者とする。

14 立候補の年齢制限は設けず、理事の定年は定めない。

15 理事の任期は 1 期 2 年とし再任は妨げないが、連続しての再任は 3 期を限度とする。

16 理事の改選は 2 年ごとに行い、再任の認められない理事または再任を辞退した理事数を各領域で選出する人数として改選する。ただし、補欠あるいは増員の場合はこの限りではない。

17 補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

18 任期満了の監事は連続して理事に就任できない。

19 理事候補者は監事の候補者になることができない。

（理事長の任期）

第 16 条 理事長の任期は 2 年とし、再任は妨げないが連続再任は 1 回（1 期 2 年 2 期=4 年）までとする。

2 理事任期 2 期目の理事長は、次期（3 期目）理事に立候補することができる。

（監事の選任）

第 17 条 監事は定款第 23 条により正会員の中から立候補または推薦によって選任される。

2 選挙に先立って選挙管理委員が選出されるが、委員は第 13 条で選任されたものがこれを務める。

3 選挙管理委員会は、候補者名簿と候補者の所信表明をそろえて選挙の行われる 1 か月前までに

学会ホームページ会員専用欄を通じて正会員に向けて公告する。

- 4 監事の候補者となろうとする者は、定められた期日までに所定の立候補用紙をもって選挙管理委員会に届け出ることとする。
- 5 立候補に年齢制限は設けない。
- 6 選挙は選挙権を有する全正会員による投票によって行われる。
- 7 得票多数のものより順次当選者を定め、得票同数のときは年齢の低いものを当選者とする。候補者が定数に満たない場合は、公示に対して過半数の異議がなければ信任と見做す。
- 8 選挙結果をもって選任されたものとみなす。
- 9 即時、正会員に通知し、総会で報告した後に学会ホームページに公表する。
- 10 監事の任期は選出された定時総会終了翌日から次々期定時総会終了日までの 2 年間とし、1 期 2 年とし再任は妨げないが、連続しての再任は 2 期を限度とする。
- 11 補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 18 条 本会の事業遂行と円滑な運営のために次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 学術・プログラム委員会
- (4) 教育・研修委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 将来構想委員会
- (7) 役員選出委員会
- (8) 会則委員会
- (9) 倫理委員会・利益相反委員会

第 19 条 各委員会には担当理事を委員長、副委員長として置く。

第 20 条 委員は理事長又は委員長が推薦し、理事会が承認する。

第 21 条 委員の任期は、理事の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。

第 22 条 委員会の運営は、別に定める各々の委員会規程に従うものとする。

第 6 章 年次大会

(学術集会)

第 23 条 年次大会は、学術集会会長の責任で毎年 1 回開催する。

2 年次大会会長を補佐するため、副会長を若干名おくものとする。

3 開催地及び開催時期は理事会において承認を得る。

(年次大会会長、副会長)

第 24 条 年次大会会長、副会長は、理事会において選任する。

2 年次大会会長、副会長の任期は前期年次大会終了翌日から当期年次大会終了日までとする。

3 年次大会会長、副会長、次期年次大会会長、副会長は、原則として理事会に出席するものとする。

ただし、理事でない年次大会会長、副会長は議決権がないものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 25 条 事務局を東京都文京区大塚 5-3-13 D's VARIE 新大塚ビル 4 階に置く。

2 業務の一部を一般社団法人学会支援機構に委託して行う。

第 8 章 定款施行細則の変更

(定款施行細則の変更)

第 26 条 本細則の変更は、定款第 52 条に基づき、理事会で決議し、総会に報告する。

附則

本細則は、2024 年 3 月 2 日より施行する。

なお、年会費については、2024 年 4 月末日までを猶予期間とし、2024 年 5 月 1 日から本細則に則り、新規に定めた年会費を適用する。